

事務連絡
令和3年8月18日

建設業団体 各位

一般財団法人建設業振興基金
経理研究・試験担当部長 土井直樹

経営事項審査の改正と「登録経理講習」について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当財団の業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月より経営事項審査が改正され、建設業経理士に関係する部分は、次のとおり取り扱われております。

登録経理試験合格者（1級建設業経理士および2級建設業経理士）の継続教育を目的とした「登録経理講習」が創設され、登録経理試験の合格後5年を経過した者は登録経理講習を受講しなければ、経営事項審査の評価対象となりません。なお、令和5年3月までは、経過措置が適用され、従来どおり合格者がすべて評価されています。

なお、当財団が従来実施していた「建設業経理士登録講習会」の修了者は、経営事項審査において登録経理講習を修了した者と同等に取り扱われます。

登録経理講習を実施しようとする者は、国土交通省に申請し登録を受けなければならないが、当財団ではその申請をしておりました。8月2日付で登録が認定され、本件については近日中に官報公告される予定ですので、ご連絡申し上げます。

当財団では、登録経理講習の準備を速やかに進めてまいりますが、実施までに多少時間を要する予定です。それまでの間については、従来より実施している「建設業経理士登録講習会」を積極的に開催してまいります。

登録経理講習の円滑な実施へ向けて、当財団では遺漏なきよう進めてまいりますので、引き続きご理解・ご支援いただきますようお願い申し上げます。

敬具

（本件の問い合わせ先：経理研究講習課 03-5473-4581）